

災害時の応急活動の連携に関する協定

上田市上下水道局（以下「市水道局」という。）と長野県企業局（以下「県企業局」という。）は、上田市において地震、風水害その他の災害が発生し、水道施設が被災した場合（以下「災害時」という。）の応急活動の連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に市水道局及び県企業局が連携して応急活動を迅速かつ的確に実施するために、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「応急活動」とは、災害時の応急給水活動及び応急復旧活動をいう。

（情報共有）

第3条 市水道局及び県企業局は、災害時に次の方法により情報を共有するものとする。

- 市水道局は、避難所の開設状況、道路の被災状況等の県企業局が応急活動を行うために必要な情報を県企業局に連絡するものとする。
- 県企業局は、県営水道の給水区域の被災状況、断水状況、復旧見通し等の情報を市水道局に連絡するものとする。

（応急給水活動）

第4条 県企業局は、災害時において上田市の応急対策方針を踏まえて、県営水道の給水区域の応急給水活動を行うものとし、市水道局はそのための調整を行うものとする。

（施設の相互利用）

第5条 市水道局及び県企業局は、応急給水活動において水を補給する施設（配水池、予備水源、安心の蛇口等をいう。以下「給水基地」という。）の情報を共有し、災害時に相互

に利用することができる。ただし、利用にあたっては、給水基地の施設管理者の指示に従うものとする。

（広報活動）

第6条 市水道局は、県企業局が行う県営水道の給水区域の住民への被災状況、断水状況、復旧見通し等に関する広報について、上田市広報担当部局と調整し、効果的な広報になるよう協力するものとする。

（費用負担）

第7条 この協定による活動に要した経費については、原則として相互に負担を求めないものとする。

（その他）

第8条 この協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱に定めるもののほかこの協定の実施に関し必要な事項は、市水道局と県企業局が協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書を2通作成し、市水道局と県企業局が両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年7月26日

上 田 市 長

母 袋 創 一

長野県公営企業管理者

小 林 利 弘